

一般社団法人 山口県臨床工学技士会における 公益社団法人 日本臨床工学技士会全国区代議員選挙及び役員選挙に関する細則

中四国臨床工学技士会連絡協議会（以下「中四国協議会」）加入団体は、公益社団法人 日本臨床工学技士会（以下「日臨工」）全国区代議員選挙及び役員選挙に関し選挙協力を行う旨の基本合意をしている。一般社団法人 山口県臨床工学技士会（以下「山口県技士会」）は以下のような手順に従い、県推薦を行うことを決定する。

一. 立候補者の把握

当該選挙に立候補し、県推薦を受けようとする者は選挙の告示から7日以内に、その意志を事務局に示す。

二. 県推薦条件

代議員選挙 : 理事会が「県推薦」に相当すると認めた者。

日臨工役員選挙 : 下記条件を全て満たす者の中から理事会が「県推薦」に相当すると認めた者。

- ・日臨工代議員当選者
- ・山口県技士会三役経験者（会長2期以上、他3期以上）

※但し、日臨工役員に関しては、全ての条件を満たしてはいたないが、日臨工、関連学会、教育機関等に貢献しており、理事会にて「特に推薦に相当する」と認められた場合は「県推薦」とする。

三. 推薦者の決定

会長は、立候補届出締め切り7日前までに理事会を開催し、推薦者の決定を行う。

理事会の開催は、メールなどを使用した方法でもよい。

代議員選挙において、地方区・全国区での立候補の選択については、立候補者の意思を尊重し選挙情勢を考慮した上、理事会で決定し立候補者と調整する。

事務局は推薦の採否を速やかに立候補者に連絡する。

また、理事会は中四国地区推薦者についても協議する。

四. 代議員及び役員立候補者

責務

1. それぞれの推薦条件を鑑み、推薦団体からの要望を汲み上げる。
2. 推薦団体代表者としての自覚を持ち、日臨工への働き掛けを行う。
3. 日臨工からの情報の共有化に努める。

権限

1. 責務を承諾し山口県技士会で承認された立候補者は、立候補届出用紙の推薦欄に「一般社団法人 山口県臨床工学技士会」と記載し、提出することができる。

五. 山口県技士会

責務

1. 会員への啓発を行い、全国区代議員選挙での投票率を上げる努力を行う。
2. 推薦条件を満たし責務を承諾した立候補者の中から、「県推薦」を協議し、決定する。
3. 立候補者の中で「中四国地区推薦」が妥当であると判断した立候補者を、中四国協議会へ推薦する。
4. 山口県技士会は中四国協議会で決定された事項に従う。

権限

1. 「県推薦者」を決定できる。
2. 中四国協議会への推薦者を決定できる。
3. 立候補者が当選した場合は、推薦条件に鑑み要望を出せる。
4. 日臨工の情報の共有化を求めることができる。

(付則)

1. この細則の変更については、理事会において決定し、総会で承認を得なければならない。
2. この細則は、一般社団法人 山口県臨床工学技士会の定める所とし平成 25 年 4 月 14 日より施行するものとする。